障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名: 小野 浩

障がい者総合福祉法(仮称)制定までの間において当面必要な対策について

1. 基本視点と課題

障がい者総合福祉法(以下、総合福祉法)部会を開始するにあたっては、以下の6つのことを基本視点ならびに課題として提起したい。

(1)「自立支援法違憲訴訟」の「基本合意」を基調に

総合福祉法は、国(厚労省)と自立支援法違憲訴訟団が交わした「基本合意」を基調に検討すべきである。 訴訟解決を目的に交わした「基本合意」は、自立支援法の廃止とともに、現行の介護保険制度との統合を前提 とせずに、訴訟団が指摘した6つの利用者負担のあり方を踏まえて、新法の検討をおこなうことを国(厚労省) は合意した。さらにこの「基本合意」にもとづいて、訴訟がおこなわれていた地方裁判所では、和解が成立している。つまり、「基本合意」をもって司法は結審した。

(2)「障害者権利条約」を基調に

総合福祉法は、「障害者権利条約」(以下、「権利条約」)の理念・原則・水準を基調とすべきである。政府は、「制度改革」の目標に「権利条約」の批准を掲げた。旧政権は、一旦、批准の方針を表明したが、形式的批准にとどまってしまうことから、その方針を退けた。こうした経過を踏まえると、新政権が批准を目標とするならば、それは実質的な批准でなければならない。またそれにかなった「制度改革」でなければならない。

(3)総合福祉法と当面する課題の区分けを

総合福祉法の検討と、次年度の廃止に伴う新法づくりについては、区分けして検討すべきである。総合福祉法は「権利条約」を基調として、明確な理念と骨格を構築すべきである。それに対して、すでに政府が廃止を宣言した自立支援法の見直し課題は、当面必要性の高い改善課題を着手すべきである。

(4) 法律の体系化と連携の視点

総合福祉法を検討する際には、法体系全体の構造を抜本的に改めることを踏まえて、検討に臨むべきである。自立支援法には、児童から成人を含み、かつ医療・福祉・労働・住居・地域生活などを含んでいる。そのため混乱が生じてしまった。福祉と医療の分離と連携、児童と成人の独立と連動、福祉と雇用の独立と連携などの視点を含みながら、立法体系の全体像を明らかにしたうえで、総合福祉法のあり方を検討すべきである。

(5)本格的かつ詳細な調査の実施と調査設計への参加の保障

自立支援法の策定時には、誤ったデータや不備な基礎資料が国会に提出され、それらをもとに法案審議がおこなわれた。障害者基本法の抜本改正ならびに総合福祉法の制定では、これまでの障害の定義・範囲の抜本的な見直し、所得保障制度の拡充、地域生活を支える支援基盤の大幅な拡充、雇用と福祉の本格的な連携などが必要になる。そのためには、本格的かつ詳細な実態調査の実施が求められる。また実態に即した調査

を実施するためには、その設計過程への当事者・関係者の参加が必要である。

(6)部会の運営方法について

本部会は、議論を有効かつ円滑にすすめるための工夫が求められる。「推進会議」で整理された基本方向にもとづいて、基本理念と骨格を構築させるとともに、分科会や課題別の協議の場を設けるなど、運営面での工夫が求められる。

2. 応益負担はただちに完全撤廃すべきである

(1)自立支援給付ならびに自立支援医療

2010年度から非課税世帯については、応益負担の上限を0円としたが、すべての自治体で実施されているか懸念が残る。また課税世帯においても負担軽減策が及ばず、救済を必要とする人たちが少なからず残されている。

前述した政府と訴訟団の「基本合意」では、「速やかに応益負担(定率負担)制度を廃止」することを合意している。また「基本合意」では、政府は、応益負担を導入したことによって、多大な混乱と悪影響を招き、人間としての尊厳を深く傷つけたと反省の意を表明していることを踏まえるならば、ただちに、自立支援法の第29条3項を撤廃すべきである。

(2)地域生活支援事業の利用料無償化

多くの自治体が地域生活支援事業に利用料を設けている。それらは、応益あるいは応能など設定方法やその負担額においても、大きな格差が生じている。皮肉にも自立支援法は、地域間格差をなくすことを標榜していたが、応益負担原則を基調とした同法が要因となって生じた格差である。

応益負担を廃止する方針を明らかにした政府は、ただちに地方自治体に対して、自立支援給付事業同様の 取り扱いを地域生活支援事業にも適用するよう、行政指導すべきである。

3. 介護保険優先原則の廃止

自立支援法のもとでの応益負担を廃止しても、障害のある人が65歳になると介護保険が優先されてしまうため、その年齢から1割負担が強てられたしまう。「基本合意」の主旨からも、この介護保険優先原則は廃止すべきである(自立支援法第7条及び、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長,障害福祉課長通知「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」平成19年3月28日)

4. 公費の日額単価制から月額単価制への変更

応益負担の導入に伴って変更された公費支払いの基準額を月額単価制に変更する。なお、複数の制度の 併用については、支援費制度のもとでも可能であったことからも、変更は可能である(むしろ、自立支援法が実施されたことによって、当初、通所施設とショートステイの併用が困難になった)。

5. 総合福祉法策定のロードマップと実施時期を明らかにし、移行経過措置を講じるべきである

総合福祉法については、「障害者権利条約」の理念・原則・水準を基本視点に徹し、ていねいかつ迅速に検討すべきである。総合福祉法の理念、基本骨格、策定までのロードマップ、実施時期の目標を明らかにしたうえ

で、実施時期までを期限とした以下の移行経過措置を講じる。

(1) 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業の継続

利用者支援の基盤を確保し、資源の拡大と事業の継続性を確保するためにも、重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業、事業円滑化事業、通所サービス利用促進事業、障害者自立支援基盤整備事業などについては、必要な財源を確保するとともに、総合福祉法実施時期まで継続する。

(2)事業体系移行経過措置の延長

現在定められている事業体系移行期限は2012年3月末とされているが、これについては総合福祉法制定時期まで延長する。

(3) 小規模作業所補助金制度の継続

地域活動支援センターが創設されたことによって、とくに地方の自治体を中心に小規模作業所補助金制度が廃止されてしまった。その結果、実態や地域性を無視した事業の統廃合がすすめられてしまったり、大幅な公費の減額が生じてしまった地域もある。総合福祉法実施時期までの期間、小規模作業所補助金制度の継続を地方自治体に働きかける。